

第十六回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君

理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

西郷吉之助君
高橋進太郎君
長谷山行蔵君
小林 武治君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君

政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

説明員

自治庁公務員課長 山野 幸吉君

参考人

全国知事会代表 高辻 武邦君
表富山県知事 野邊 相三君
全国都道府県議会議長代表 野邊 相三君
大阪府議会議長 野邊 相三君
全国市長会代表 柿澤徳太郎君
全国市議会議長代表 徳田興吉郎君
全国町村会副会長 吉田 繁君
長崎市長 堀川 長
全国町村議會議長 斎藤 邦雄君
全国町議會議長 斎藤 邦雄君
土川町議會議長 斎藤 邦雄君

本日の會議に付した事件
○町村合併促進法案(石村幸作君外四名發議)
○自治大学設置法案(内閣提出)

○委員長(内村清次君) 只今より地方行政委員会を開会いたします。

石村君から町村合併促進法案の提案をなされておりますから發言を許します。

○石村幸作君 町村合併促進法案につきまして、提出議員を代表いたしまして提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

新しい地方制度によりましてからここに数年、その間における地方自治の進展には見るべき多くのものがあり、同時に地方自治の確立を目標とする数々の改革にもかかわらず、その結果には予期に反するものも多々あります。これは歴史的な特殊事情に基くことも多いのでありますが、同時に最近まで行われなかった数々の改革の内容に未だ至らざる点があることと併せて、基礎的な地方公共団体として都市と並ぶ町村の規模が余りにも狭小に過ぎ、新制度下において負担すべき責務に比較して余りに弱小な場合が多いことも一つの重要な原因と思っております。

と考へるのであります。御承知のごとく憲法には特に地方自治の一章を設け、地方自治の本旨について規定し、又その他の関係諸法規と併せまして、地方公共団体については直接的な民主政治制度の要素を多く採用いたしました。地域の政治社会の発達を期待し、それに伴うべきものとして権能の拡充、国の権力的関与の排除、自主的な財政権の附与等を図つてゐるのであります。これを徹底し、又それによつて国と地方とを通じての民主政治の完成と行政の能率化、延いては住民の福祉の増進を期待するに於いては、町村規模の適正化が先決問題であるといふことなのであります。

町村の数は昭和二十七年十月一日現在で九千七百七十四でありまして、これを明治二十二年の大合併によつて一萬五千八百二十町村となつた当時の数に比較いたしますと相当の減少となつてゐるようでありまして、この間の町村数の減少の多くは、市の設置、或いは市への編入によつたものであります。それでありまして、町村の規模は現在においては極めて狭小のものが多く、数字的に申しますと人口段階別の調べでは、人口五千以下の町村の数は全町村数の六三・四%、人口八千以下といふと突に八六・三%といふようになつてゐるのであります。而もそのうち大部分を占めるのは人口二千乃至五千の町村でありまして、人口二千乃至三千のものが二〇%、人口三千乃至四千のものが一九%、人口四千乃至五千のものが一五%といふことになつてゐるのであります。又面積の点については見ましても、北海道を除く全国平均は二八・六一%平方キロといふことになつてゐるのであります。

以上数字が示すところは、要するに最近における交通、通信の進歩、産業経済の発達、或いは町村を単位とする行政内容の非常なる向上にかかわらず、その単位としての町村の規模は自然の推移に放任されたことによりまして、全く突情に合わないといふことになつてゐることを示すものであります。

ただ、私どもといたしましては町地規模の適正化を急にするの余りに、それについて国或いはその他の機関が権力的に関与するといふことは避けなければならぬと考へるわけでありまして、地方自治の本旨の根本が団体自治と住民自治にあることを思ひますときに、その合併を促進いたしますについても先ず考へらるべきことは、その町村の自主性といふことであり、町村の自発的意欲によつて合併の進むことを期待いたすべきものであると考へます。本法案をまとめたのはこの点でもが終始念頭に置きましたのはこの点でありまして、促進についての勸奨的措置或は合併についての関係法令上の障害を除去する措置を中心としてとり上げて諸規定を設けてゐるものもこの意味であります。

従来、国の方針として行われました町村の合併は、市制、町村制の実施に際して行いました明治二十一年の大合併であります。当時憲法の制定或は国会開設の前に、政府は地方行政機構の整備をその前提処置としてとり上げ、七万以上ありました町村を僅かに一年有余の間に強制的な合併によりまして一萬五千八百二十町村に減少せしめたわけでありまして、このときの知事會議における山縣有朋の訓示はあまねく知られてゐるところであります。その中には「今や中央政府の制度を整備するに当り、これに先立つて地方自治の制を立てんとするは目下の急務なり。地方の制度、整備せずしてひとり中央の組織を完備せんことを求むるは決して順序を得たるものにあらざるなり。故に國家の基礎を鞏固にせんと欲せば必ず先ず町村自治の組織を立てざるを得ず。これをたとへれば町村は基礎にして國家はなお家屋のごとく、基礎、鞏固ならず、家屋ひとりよく堅牢なる理あるべからず」と述べてゐるのであります。これによりまして徳川時代の単位をそのままに受け継いだ明治初年の町村は近代國家の行政の単位に轉換するに必要な程度の規模のものとして編されたのであります。

事情はやや異なりますが、町村を改編してその規模の適正化を計ることは急務中の急務と言わなければならぬのであります。ただ、地方自治の本旨に鑑み、その方法にもおのずから異なるものがあるべきことはすでに申述べたところのごとくであります。

法案の第一章總則中に第一條目的と

して「この法律は町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、以て町村における地方自治の本旨の十分な実現に資することを目的とする。」と掲げましたのも以上の趣旨によるものであります。

法案の内容の概要は第一章を総則といたしまして、右の目的を掲げましたほか、用語の定義、町村の規模等、総則的事項を規定し、

第二章は「他の法律の特例」として議員の任期、定数等に関する特例のほか、町村合併について多くの法律の特例を規定いたしましたのであります。これらはいずれも合併について勧奨的措置となるものを定め、或いはその障害となるものを排除した諸規定であります。

第三章は「町村合併及び新町村建設計画の実施」に関する諸規定を掲げ、第四章はその「促進」について規定し、第五章は「雑則」としてその他の関係規定をとりまとめて掲げたのであります。

法案の各条項についての説明はお手許に要綱もお配りしてありますので、極めて概要に止めさせていただきます。

第一条は目的、第二条は「町村合併」「合併町村」「合併関係町村」の用語の定義を明らかにし、第三条は町村の規模としておおむね人口八千を最低の標準とするを明らかにし、第四条は都道府県は町村合併促進審議会、第五条は町村は町村合併促進協議会を置くことができることを定め、第六条は町村合併に際しては新町村建設計画を定むべきものとし、第七条はその内容は住

民の融和と協力を得べきこと等を根本とするを明らかにし、第八条はその変更の手續について規定したものであります。以上が総則に関する部分であります。

第九条以下第廿条までは諸法律の特例について規定したものであります。先ず第九条、議員の任期等に関する特例であります。これは地方自治法の原則によるほか、二つの型を定めまして、そのいずれか一つをとる道を開いたものであります。即ち旧町村の議員は新設町村においては合併後二箇年を超えない範囲で協議で定める期間、編入町村については編入をする町村の議員の任期の残りの期間、合併町村の議会の議員として在任することを認め、新たに選挙することをする場合は両者を通じて自治法の原則による定員の二倍までを認めるということにいたしてあるものであります。

第十條及び第十一條は、町村合併に際し、一部の区域の境界変更について住民投票による特例を認め、第十二條は警察法の特例として部分の区域についての警察の維持を認め、第十三條は地方財政法の特例として新町村建設計画の事業について同法第五條第一項の規定にかかわらず起債を許すこととし、第十四條は合併町村について不均

一の課税の例外を規定し、第十五條は地方財政平衡交付金法の特例にして五箇年度間は合併なかりしものとしての交付金を交付することを旨とし、第十六條は国有財産の扱下に関する特例、第十七條は国有林野整備臨時措置法の特例、第十八條は部分の区域で国民健康保険を行い得る特例等、第十九條は水産業協同組合法の特例、第二十條は

農地法の特例として合併による行政区画の変更にかかわらず、小作地はそのまま保有することを認めることとしたものであります。

第三章は、町村合併及び新町村建設計画の実施に関する諸規定を設けてあります。先ず第二十一條は町村合併に對する知事等の協力の方針について、第二十三條は財産及び營造物の管理引継等について、第二十四條は職員身分の取扱ひについて、第二十五條は公共的団体等の統合整備について、第二十六條は新町村建設計画の実施とその町村の一体化等について規定したものであります。

第四章は、町村合併及び新町村建設計画の実施の促進について国の補助金に関する規定等を第二十七條以下第三十三條までに掲げてあります。

第五章は、雑則といたしまして、その他の関係規定を掲げてあります。即ち第三十四條、この法律施行前の申請にかゝる町村合併についての適用関係、第三十五條合併町村が市となつた場合の適用関係、第三十六條市の区域を含む場合についての準用、第三十七條市が設置され、又は市に編入する場合についての準用、その他の諸規定であります。

以上提案の理由並びに内容の概略を御説明申上げましたが、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) 本日は町村合併促進法案について、地方公共団体の代表者の方々から御意見を拜聴して、本法案審議の参考としたいと存じます。

先ず参考人の皆様は、御多忙中にもかかわらず、おいで下さいまして、本法案に對します重要な参考意見を申述べて頂きますことにつきましては、委員一同に代りまして厚くお礼を申上げ次第でございます。

それから参考人の方々の御発言はどうか腹藏のない御意見を頂きたいのでございまして、ただ時間の関係で、お一人の発言時間は十分乃至十五分ぐらゐといいたしたうな次第でございます。この点もあしからず御了承をお願いいたします。甚だ簡単でございますが、参考人の皆様は、厚くお礼の言葉を申上げた次第でございます。

それでは、只今から順次参考人の御意見を拜聴することになります。全国知事会代表富山県知事高辻武邦君。

○参考人(高辻武邦君) 全国知事会を代表いたしました町村合併促進法案に関する陳述申上げます。

只今本法の提案理由においてお述べになりました通り、我が国の現状から考えまして、我々は町村合併促進法は一日も速かに国会を通過いたしまして、これが実施せられることを深く希望いたします。従来は知事会、事会といはしましては、従来は知事会の意向を国会方面に資料として御送付申上げ、又自治庁を通じて意見を申上げておりました関係からいたしまして、只今成案となつて御審議に相成るうとするところの町村合併促進法案の内容におきましては、大体において我々の意見を御採擇下さつておることと考へておるのであります。従つて全般的に原案を支持する考へを持つております。但し近時衆議院その他の方

面におきまして、この法案に對する修正意見が存在するかに承わつておるのであります。本日私が全国知事会を代表いたしました意見の陳述をいたしますのにつきましては、この修正意見に関する事柄を主として申上げたいと考へております。

修正意見の第一といたしましては、地方自治法の第七條を改正をいたしまして、市町村の配置分合に關して、都道府県並びに当該都道府県の議会の介入を排除いたしました。市町村の配置分合はもつぱら関係市町村の合意と、内閣総理大臣の決定により処分をするものとし、都道府県知事は意見を付して中央に經由進達する機関とするという意見が現れております。現行法によりまするといふと、町村合併の議決がなされた際には、その事案を府県知事が当該の県議会に提案をいたしました。その議決によつてこれに認可を与える、このことを内閣総理大臣に報告をいたしました。内閣においてこれを告示せられることにおいて、一切の手續が終了することに相成つております。私どもといたしましては、この点につきましては現行法を以て妥當であると考へております。ここに申上げましたところの町村合併の議案を、知事が当該府県議会に提案をいたしました。議案がこれを議決する場合のその内容を考へてみますと、通常の議案の提出若しくは通常の議案に對する議決とその性質を異にするものとして、予算案或いは条例案に比しては、知事がこれを提案いたしましたならば、議会はこれの修正をして議決することが許されております。然

は消滅せしめる虞れがあると思ひますので、むしろこれは三カ年程度に御規定を願ひまして、三カ年間に成るべく急速に本法の実を挙げるように、相共に努力いたしまして、なおその間に年数においてなお延長の必要がありませう場合に於いて、附則の規定をその際に御改正に相成るほうが適當であらうかと存じております。

以上知事会を代表いたしましたして、所見を陳述申し上げた次第であります。

○委員(内村清次君) 有難うございました。それでは次に全国都道府県議会議長会代表大阪府議会議長野邊相三君。

○参事(野邊相三君) 私は大阪府議会議長野邊相三と申します。

町村合併促進法案なるものにつきまして議員提出法案として目下参議院地方行政委員会御審議下さつておるようでありまして、私も町村合併促進法案なるものは重要な意義をもつて適切な法であると考えまして満腔の敬意を表するものであります。原案の速かに国会を通過することを願ひして、特にこの法案の生みの親でありまする参議院地方行政委員各位の一層の御努力を御期待申し上げておる次第であります。

本法案の審議に関連しまして国会内の一部に極めて重大なる御意見が出ておる、即ちこの法案について遺憾な点を申し上げたいと思ひます。

その一つは、市町村の合併に府県知事が県会に諮りまして、そうして議決をする、地方自治法第七条の規定を削除して内閣総理大臣が審議機関に諮問し、その意見を鑑みした上処分するといふように改正すべきであるという御意見があるようでありまして、これに對しては私も絶対的に反対申し上げるのではありません。内閣の審議機関なるものが如何なるメンバーによつて構成されるかは存じませんが、全然市町村の実情を知らず、住民に對して何らの責任を負わぬ審議機関の審議と、直接住民との繋りを持ち地方の実情に最も適しておるところの府県議会の議決と、いづれが適當であるかということが私は民主主義の基本である、かように考へたのであります。私も府県議会議長会が、その府県議会の権限を取上げて、内閣の審議機関にその権限を移すことがとき考へ方は、これは正に議會輕視の思想でありまして、私どもはかかる考へ方に對しては断じて承服ができませんのであります。又町村合併促進法案を作つて、この際大いに町村の合併しようという際に、府県の権限を取上げて誰が町村合併の締めくくりをするのでありますか、どこでするのかといふことを申し上げたいのであります。府県はすでに町村合併の計画を立てて、大いにこれに努力を払つておられます。私も町村合併のごとき地方の重要問題は、やはり府県が中心になつて、その実情がよくわかつておるものが推進しなければ決してうまく行かない、よい結果を取れないといふことは、實際問題としてそうでないかと思ひます。なお折角町村合併促進法案が成立しようとする際に、わざ／＼地方自治法第七条の規定を削除するといふことが、町村合併に對する府県の熱意を失わしめるばかりでなく、地方住民を惑わすこと甚だしいと思ひます。

見があるようでありまして、これに對しては私も絶対的に反対申し上げるのではありません。内閣の審議機関なるものが如何なるメンバーによつて構成されるかは存じませんが、全然市町村の実情を知らず、住民に對して何らの責任を負わぬ審議機関の審議と、直接住民との繋りを持ち地方の実情に最も適しておるところの府県議会の議決と、いづれが適當であるかということが私は民主主義の基本である、かように考へたのであります。私も府県議会議長会が、その府県議会の権限を取上げて、内閣の審議機関にその権限を移すことがとき考へ方は、これは正に議會輕視の思想でありまして、私どもはかかる考へ方に對しては断じて承服ができませんのであります。又町村合併促進法案を作つて、この際大いに町村の合併しようという際に、府県の権限を取上げて誰が町村合併の締めくくりをするのでありますか、どこでするのかといふことを申し上げたいのであります。府県はすでに町村合併の計画を立てて、大いにこれに努力を払つておられます。私も町村合併のごとき地方の重要問題は、やはり府県が中心になつて、その実情がよくわかつておるものが推進しなければ決してうまく行かない、よい結果を取れないといふことは、實際問題としてそうでないかと思ひます。なお折角町村合併促進法案が成立しようとする際に、わざ／＼地方自治法第七条の規定を削除するといふことが、町村合併に對する府県の熱意を失わしめるばかりでなく、地方住民を惑わすこと甚だしいと思ひます。

であります。私はさうに存じますので、この点よろしく皆様方の御高配をお願ひ申し上げます。

次に、本法案でございまして、人口五万乃至十万という制限を削除するといふ意見があるように承知するのであります。この点は、弱小町村の合併という本法の最も重要な狙いが、これではやけてしまふと思ひます。そればかりでなく、力の強い都市がこれに便乗して無暗と市域拡張を策することになるのであります。これによつて合理的な市町村の合併がむしる妨げられる虞れがあると思ひます。それでは本法案の趣旨も徹底しないことになるわけでありまして、やはりさういふものには断じて承服ができませんのであります。区切りをつけたからと言つて、何も十万以上の都市の合併は認めないといふことではないのであります。弱小市町村の合併を促進するといふ本来の趣旨を貫いて頂きたい。

以上、二つの点を申し上げまして、本案が一日も早く原案通り通過いたしましう、皆さんの御努力をお願い申し上げます。御参考に申し上げます。

○委員(内村清次君) 有難うございました。それでは次に、全国市長会代表平塚市長柿澤篤太郎君にお願ひいたします。

○参事(柿澤篤太郎君) 全国市町会を代表いたしました所見を述べさせていただきます。

都市行政の運営につきまして当委員会におかせられましたは引続き御配慮を煩わしております、私は市長として誠に感謝している次第であります。

このたびのこの議員立法を以て、私も市町村を通じて自治体の最低基準を設けて、そして力を強めて頂く積極的の立案をせられたることにつきまして、心から敬意を表してこの次第でございませう。

由來、先ほどの提案理由の説明の中にありましたように、町村の結合に、山縣内閣以来、市が積極的誘導合併した以外は、自主的の合併が殆どなかつたと言われております。正にその通りであります。その理想は承知しながら、それができなかったというのが実情であります。それをこのたび大に阻む方法によつて督勵断行されまして、さうして小さい町村を誘導且つ奨励の途を、而も自主的の方面を尊重されつゝさうした立案をされましたことにつきましては、殆ど全面的に私も賛意を表するものであります。

併しなが、私も今少し御考慮を煩わしたい点がございまして、ここにその点を二三述べさせていただきます。

その第一は、本法案の名称を町村合併促進法ではなくて、市町村合併促進法と改めて頂きたい。市をその中に入れる以上、どうしても題名も市町村合併促進法と改めて頂きたいことを申し上げたいのであります。この理由につきましては長くありませんので、今はこれだけで御了解頂けると思ひます。

次に第二点といたしましては、合併市町村の人口制限を撤廃して頂きたい。なお、私も市町村会で決議して参りましたものと、今日の案を見ますと、この間に大変變つております。

で、その点は決議と私どもの意見とをまけて申し上げるつもりであります。私も先に人口五万乃至十万というところがあつた。あれを撤廃して頂きたいといふことを申し上げますと、その制度を設けられた御精神はよくわかるのであります。なぜならば、都市というものが大きい小さいにかかわらず、全部真中が密集地帯で周りが野原であるという觀念に立つた場合には、全く小さい都市は面積も狭いだろう、従つて周りを合併しなければならぬ。大きい都市は従つて面積もそれと同じように大きいであらうという觀念の下になされたかと私考へております。實際の事情はさうでなく、先ほど富山の知事さんもお話がありましたように、必ずしもさうでない。例えば市町村を作つた場合に、大きい農村を合併して市を作つたような場合には、人口は散漫でありまして、面積は非常に大きい場合もある。又逆に旧東京都のごとき、或いは現在の大坂のように全く市街地の塊まで人口が都市の形態をなして密集しておる、而もその塊はすぐ向うは肉眼で見れば、殆ど何人もわからぬように市街地的職業を営み、又市街地的形態をなした形が連続しておる。さういふ場合の人口と大變違つてございませう。従つて若し現在、市制施行地を全部取り入れない御精神だとするならば、その分け方をするならば、周りは田園を越えて、周りが野原で区切られた、それから先の遠いところの町を合併しなければならぬといふ市町村の場合には、これは入れないほうがいいのではないかと。さうしたふうに実情にあわせて改めるべきではないかと、私も考へております。

従いまして、この点はなか／＼個々にはむづかしいのでございまして、一つの法案としてはまじめに、一つも市が慎んでその途を選ぼうということに常に叫んでおられますのでございまして、むしろこれはその人口の制限をなくして頂きたい、そうして市のほうの自主的な運営にそれを任せて頂くということをお考えしております。飽くまでも私どもは、今度の町村合併はその精神は、全く日本に或る程度以下の自治体をなくそうという、地方自治体の行政能力を向上させるのが目的であつて、背を揃えよう、大きいのを圧縮して、そうして小さいのを大きくしないで、そうして中間を並べようというのでございまして、私どもは考えたいのでございまして、従いましてこの人口八千以上ということになりますならば、地域につきましても全くこの人口の制度もやはり撤廃して頂きたい、かように考へておるのでございまして。而もその運営につきましても、運営につきましてもというものは、府県でそれを規律される場合、若しくは内閣総理大臣がそれをされる場合には、私どもも今言いましたような線では、都市の形態が連続してあるかどうかということ、その御判断をそのときに願いたい、何らかの方法で大きな野原を越した向うの町村が合併の案を持つて来た場合には、内閣総理大臣は、そうした点で判断し得る機会が十分あるので、この人口制限を撤廃した弊害はないと私どもは考へております。

第三の点におきましては、市町村の合併については、関係市町村の議会の議決があればされることと改正されたという、私どもは主張を持つて今日臨んだのであります。然るに今日この議案を拜見しますと、更に府県がこの議案を一定の期間審議しなかつた場合、これ／＼の措置があるというふうなことがありまして、この点につきましても、この点をまだ私どもは會議として検討しておられませんので、これにつきましても多分に個人的意見も含まれますが、今までの精神を一貫して恐らくこれであるとして申し上げたいのでございまして。私どもが府県の議決を要らないで、この関係町村だけの合併決議でいいというものは、全く内閣でも府県でも一切のものを言つてくれるなどという意味ではなかつたのでございまして。これは過去において、府県だけの議決で行なつた場合に、しばしばその目的を疑うような、いわばその判断が政治的判斷かのごとき実例がしばしば見受けられたのでございまして。そうして実例を申上げると長くなりますが、その結果、私どもは是非そうではなくて、折角一応の能力ある自治体同士が政治の機關で決めたのでございまして、これをそのまま認めて頂きたい。若しそれが一つの町村だけでそれがいけないという考へ方、この新しく直されたこの法案には、私どもは大賛成をしたいと思いますのでありますが、併しここでちよつとお尋ねをむしろしたいのでございまして、この一定期間内に町村合併の府県知事が処分をしなかつたという解釈でございまして、これは議會に提案しないで、その期間あつたためしまつた場合と、それから更に否決された場合、好ましい処分をしなかつた場合という意味にも解釈を当然されるものと思ひますが、その文面が少しあいまいに考へられますので、こ

れは是非明確に一定の期間内に審議しなかつた場合、或いは否決された場合に、その関係町村が国に求められた場合には、これ／＼の措置をする、そうしてそうする場合には、私どもは町村が、私どもの最初の、先ほど申し上げましたのは町村の議決だけでして、そうすると議決が最終で決まつてしまふのでございまして、そうすると今度のこの新しい案を私がいいと言いますことは、幾らかは違つて来ます。全部がそのままでいいと言えないという場合もある。内閣総理大臣がいけないという場合もあり得るかも知れない。併し私どもはそうして二度の段階を経て、府県でもいけなかつたと言つて、内閣総理大臣もこれをいけなかつたという場合には、以て銘すべきであるというふうには私どもは考へておる。従いましてこれは全部撤廃しなくても、こういうふうになるならば、或いは又そういうことを、むしろにそうした内閣総理大臣の判断が控えておるので、府県もおのずから常識ある議決をされて、結果においては内閣総理大臣にまで行かないで済む、今までの弊害の予防の策、この立案は誠にいい立案であると思ひ考へまして、是非これを御願したい。若しこれができないならば、むしろ今までの府県をも勝してしまつて、この町村の議決のままにして頂きたい。先ほど中間の意見がありました。若し中央政府において、中央政府は地方の町村にまで目が届かないという概念を仮に持つたとしたならば、遠い所は目が届かないとしたならば、府県でもやはり届かないと言へるかも知れない。若し本當に地元の意思が尊いならば町村の意見こそ尊いということ

なる。仮にそうでなくとも、もつと大所高所からもその見るといふ精神であるならば、むしろ府県更に内閣総理大臣といふことがあるので、いずれの議論からいたしまして、このいずれがより適當であるというように私は考へておるのでございまして。

また申し上げたいこともございまして、いづれあとの質疑応答もございましてと思ひまして、一応私どもは簡素にして強力にこの以上の三点を申し上げまして、私どもの意見と御了解を願いたいと思つたのでございまして。

○委員長(内村清次君) 有難うございまして。全国市議會議長会代表金沢市議會議長徳田與吉郎君からお願ひいたします。

○参考人(徳田與吉郎君) 私金沢議會議長徳田與吉郎でございます。

本日は御審議中の町村合併促進法案に對しまして、發言の機会をお与へ下さいます、私どもの意見をお聞きと頂きますことは誠に有難いこととございまして。

地方自治法が制定せられまして以來、市町村が民主政治の基盤として住民の意思により行政を行ひ得ることに相成つて参つたのであります。先ほど提案理由の御説明にもございまして、僅少な人口を有する小町村が併立する現状におきましては、本當の民意による施政は困難でありまして、地方自治に關係をいたすものといひまして、誠に遺憾に考へておつたのでございまして。勿論地方公共団体の規模の適正化は地方自治団体みずからの自覚によつて當然行ななければならぬことではございまして、實際の問題といたしましては財政その他

もろもろの隘路からいたしまして、その実現は遅々として進まなかつたのでございまして。従いまして、これが促進には、その隘路を排除する格別の御配慮を願ひたい旨を全国市議會議長会におきまして、總會の議決を経てお願ひをかねて申上げておつたところでございまして。今回各位の御尽力によりまして、議員立法として法文化されましたことは、誠に地方自治確立のため仕合せなこととございまして、速かに本法案が成立いたしますことを期待いたしておるのでございまして。

以下二、三点私どもの立場から本法案に對する意見を述べさせていただきます。是非とも御批判をお願い申し上げます。御配慮を願ひたいと存じます。

その第一点は、本法案の適用範圍を、先ほど市長さんの代表から申されたことと、拡大して頂きたいということとでございまして。法案によりましては、人口十萬未満の市までは本法の適用をお認め願へるようになつておるのでございまして、私どももいたしましては、これを人口に制限なく適用して頂くことを希望いたしております。理由は、本法の目的が町村の規模の適正を図つて、弱小町村をできる限り少くして、その自治能力を向上せしめる点にありたいと思ひます。ならば、これを吸収或いは合併する相手方の大小を問はず、受益せしめることが妥當であるということでありまして、殊に市といひましたも、御承知の通り人口十五萬を超えて初めて政令都市として保健所その他の施設が認められるのでございまして、人口十五萬が市としての適正規模であるともいひ得るのでありますから、少くともこの線ま

では適用範囲を拡大して頂きたいと思
います。よつて本法案第三十七條第一
項五号及び六号を削つて、第三号及び
第四号の人口五万未満の市を、少くとも
十五万未満の市といたすよう是非と
も御訂正相願ひたいのでございます。

第二の点は、数カ町村が合併いたし
ます場合に、市を新らしく設置すること
によつて合併が促進せられることが
あります。この場合地方自治法では人
口三万以上であること、中心市街地を
形成しております戸数が全戸数の六割
以上であること、都市的業態に従事す
るものと同一世帯に属する人口が、全
人口の六割以上であること等の規定を
設けておるのであります。人口三万
以上であることは別にいたしまして、
市街地戸数六割以上、都市的業態を営
む人口六割以上という要件が満たされ
ないために市となることができず、合
併が促進されない場合があります。こ
の際、中心市街地とも言うべきものが
なく、連担区域が二、三に分れておる
ような場合でも、おおむね都市体制が
整え得る能力があると認められる場合
には、市を新設できるように多少条件
を緩和して頂きたいと思ひます。

第三点は、本法案第四條町村合併促
進審議会構成員の中に、市議会及び市
の長の連合組織が推薦してある者を除
外してあるようでございますが、法案
第三十五條乃至三十七條に關連して、
市としての意見が疎通いたしまするた
めにも、是非ともこれらの人々も参画
できるように御考慮を願ひたいと思ひ
ます。

最後に、合併市町村の区域拡大に伴
ひまして、相互の連絡を緊密にし、住
民の利便を図るためにも、公営乗合自
動車等の路線を拡張する必要が生じて
来るような場合がござります。そうい
う場合には、他に優先してこれを許可
する等の措置を講じて頂きますなら
ば、非常に住民は仕合せだと、合併住
民は仕合せだと、こういうふうに考え
ます。

以上、私どもの立場から考えており
ますことを申述べたようなわけでござ
いまして、市町村住民の福祉増進の
ために是非とも御高配を頂きますよう
お願いを申し上げます。私の公述を
終りたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) それでは次
に、全国町村会副会長福岡県町村長
長桂川町長吉田繁君。
○参事(吉田繁君) 私は全国町村会
を代表いたしまして一言陳述をさして
頂きます。本案が提出になりました本
日ここに地方行政委員会の会合を開か
れまして、私どもの意見を聞いて頂き
ますということは、誠に感謝に堪えな
い次第であります。

大体町村会といはしましては、すで
に自治庁を通じてそれ／＼意見も
具申しておつたのであります。大体に
おきまして提出議案に對しまして満腔
の賛成と敬意を表する次第でございま
す。ただ私どもが私ども自身で合併を
促進しなければならぬ事柄でありま
すが、御承知の通りいろ／＼な障害が
ありまして、遅々として進まなかつた
のであります。本案によりましてい
わゆる合併の障害になります点をい
る条項によつてきめて頂きますこと
と、それから合併後におきましての町
村が財政的その他いろ／＼な不利を招
かぬように十分その点を御考慮頂き
ますことをお願い申し上げます。

その他洩れ承わりますと、衆議院の
ほうで内閣総理大臣の決定によるとい
うようなことが、意見があるようであ
りますが、本質論から申しますれば、
まあ如何かと存じますが、現在の実質
論から申しますと、現在の実態から申
しますと、お互い今日まで町村の合併
が遅々として進まなかつたということ
に對しまして、県の議会或いは、知事
でこれを決定して頂くということは、
誠に私は本質論から申上げますと、多
少意見もあるかと思ひますが、現実論
から申上げますれば、お互い合併する
もののみあ世話役と申しますか、そう
いう意味におきまして、県議会或いは
知事においてこれを決定して頂くとい
うことが、現実としては誠に結構では
ないかということをお考えられますの
で、この点は知事会の意見と同感でござ
います。

次に、市への無制限の問題でござい
ますが、これは人口無制限の問題は多
少私ども町村会として賛成がござ
りないという点であります。

それから先ほど知事会代表からお話
になりましたが、現在の法案の五カ年
という期間があるが、これを三カ年
にして早くこれを促進するということが
いいのではないかと申すような御意見
もあつたようでございますが、私ども
町村会として申しましては、町村では促
進はいたしまして、いろ／＼の事情
があるものであります。なか／＼そう
速急にということにも行かないような
場合が起りはしないか、こういうこと
を考へます際に、私は原案の通り五カ
年を以て賛成いたしたいと、こう考へ
る次第であります。

それから先ほど市のほうからござ
います。町村合併法案という名前、
これを市町村合併法案としたらどうか
という意見もありました。これは私
どもは市町村と言ひますと、市同士の
合併も含まれるというような言葉にも
とれはしないかというようなことも感
じられますので、私どもは町村合併の
ほうがよくはないかというようなこと
考へておりますので、一応述べておき
ます。

ただ私どもはかねてこの法案が一日
でも早く通過いたしますことを念願い
たしておりました次第であります。又
時期的にも早くこの法案を国会で通過
して頂きますように皆さんがたの一層
の御努力をお願い申し上げたいと思ふ次
第であります。

甚だ簡単でありましたが、意見を申
述べた次第であります。

○委員長(内村清次君) それでは次に
全国町村会副会長、静岡県富士川
町議会議長齋藤邦雄君から……

○参事(齋藤邦雄君) それでは私全
国町村議会議長会長の齋藤でございます
が、いろ／＼皆さんからすでにお話
がありましたので、重複をするような
点もあるかと考へますが、一通り議長
会を代表して二、三の所見を申し上げ
たいと思ふのであります。

先ず以てこの町村合併促進という問
題は、すでに御案内のように、只今地
方制度調査会におきまして、我が国
の地方制度の全般に亘つて大幅な改正
をいたそうということで、総理大臣か
ら諮問をされて、私も委員として加わ
つて折角審議の過程におりますが、そ
れの一環といたして考へましたとき
に、御承知のように現在の日本の地方
制度の中におきまして余りに行政の

面、財政の面のいろ／＼な面から考へ
まして、町村が九千八百何がしありま
す中を眺めてみますと、甚だ語
弊があります。いわゆる行政の能
力、財政の能力、規模におきまして弱
小町村というものが極めて多い。これ
をできるだけ解消をいたして、それに
よつて我が国の地方行政が中央の余り
厄介にもならないで、自主自営できる
ということに持つて行くということ
は、これは中央、地方を通じて大きな
私は課題であると同時に、これはどう
してもなし遂げねばならぬ、今日の地
方制度の上におきましては、お互い関
係者として当然これを取上げてやらね
ばならぬことと考へております。その
意味からいたしまして、この町村合
併促進法案というものの精神は、すで
に皆さんからお述べになり、又いろい
ろ本院におきましても先般非常に御
配慮を頂いておりますことに対して、
私は関係者の一人として深甚な御礼を
申上げて、一日も早く法案の通過をお
願ひをする次第であります。

そこでこの法案の精神も考へました
ときに、只今市の両団体の代表からお
述べになりましたことと私は見るとこ
ろを異にいたします。先ず第一に、こ
れを町村合併促進法案でなくして、市
というものをいれて市町村合併促進法
案としたらどうかという御意見があり
ますが、これは私どもは今日のこの町
村合併促進法案の精神から考へました
ときには、遺憾ながら、これは同意で
きないのであります。市を入れての
いわゆる市町村合併促進法案というこ
とでありますならば、これは又別個に
考へて頂かなければならぬ問題であり
ます。私は前段申しましたように、弱

小町村を、解消して、行政、財政の能力を充實強化という意味において、全国に散在するところの九千八百有余の町村の中において、この弱小町村をできるだけ経済的にも地理的にも或いは文化的にもその他いろいろの面から考えて、合併を促進させることの必要なことは繰返して申し上げるまでもありませんけれども、こういう意味から言いますと、市をこれに加えてやるということは、これは妥当でない。先ず最初にこれは市の両団体の諸君に対しては反駁するようでありまして、私の意見としてはさように、私の意見ではなくして、議長会の意見としてはかように申し上げたいと思うのであります。従つてどこまでもこれは難則におきまして準用規定がありまして、五万というところでありますが、これは準用をする場合が起り得るのでありますからして、この程度は止むを得ないのであります。かりに市に合併促進法案にするというようにならば、或いは市を加えての市町村合併促進法案にするというようにならば、はつきり私は御同意を申し上げるわけに参らん、かように申し上げる次第であります。

そのときに初めてかような意見のようないか、これはそのときでいいのではないか。今日町村合併法案が先ず冒頭からこれを入れて置くということは妥当でない。これは高辻知事さんの意見と私は全く同感であります。現在府県の議会におきまして、これを議決してやつて頂くということが妥当である、かように考えております。

それからその次にいろいろ議論になつておるやうに伺つておりますが「おおむね八千以上の住民を有する」ということを最低の基準として云々こうあります。これは「おおむね」でありますからして何も八千を限度として、八千以上はいけぬとか、以下はいけぬとか、そんな杓子定規的に考える必要はなくて、これは国におきまして、又私どもの静岡県におきまして、昨年来、県の地方行政審議会を設けまして、県下二百七十の町村の行政、財政のあらゆる面から、どのくらい人口の点で今後行政、財政の面からいきましたならば、適当であるかというところで調べた結果によりまして、やはり七千乃至八千という答えが出ておる。これはたまたま自治行政あたりでお調べ下さったことと符節を合わせるやうなふうになつておりまして、私も、これは現在二千、三千若しくはもつと小さな町村が散在をいたしておりますので、おおむね八千くらいが適正規模である、かように考えますので、原案の通り「おおむね八千」ということが妥当であると考へております。

市の問題については先ほど申述べた通りでございますが、次に議員の問題でございますが、これはいろいろ議論がございまして、私どものほうの立場からいまして、これにつきましても、これは研究をいたしておりますが、私がかようなことに皆さんの御考慮を煩したいと思つたことは、先ほど来御口述の各位から御意見の出来た中にもあります。合併を阻害する一つの問題といたしまして、甚だ我々町村議員の立場から申しますと、従前の合併前の議員が残任期間若しくは最高二年を限つて在任をするということは、これは普通ならば考えられないこととあります。であります、合併ということに対しては一つの障害を除去するという面と、もう一つは新しい町村が合併をいたして新しい町村を作りました二年若しくは三年乃至五年という間においては、この善後措置をするという事は、私は議員に課せられた重大なるこれは責務だろさうな事だと言つて去るという事は、法律上からはさうにおきぬことと、少くとも地方関係議員として、住民の意思を酌んで、そうして立派な合併を作り上げるといふ建前から行きましたならば、これは若干数が多くなる点はあるけれども、この点は暫く特例として二年なり若しくは残任期間なりといふものは残つて、そうして善後措置を立派になし落げて、次の新しい今後は自治法に基いたところの新らしい町村の議員の選挙に臨む。そうして新しい議員を作つて、これに引き継いで行くことが、私は

町村を強化するといふ意味から申しましても、重要な一つの点だろさうと考へております。さうな意味からいいたしまして、これは是非本会が主張をいたしました意見に対して皆さんの御賛成を仰ぎたいと思つております。

それから議員の身分の問題についていささか触れてみたいと思つたが、これは私は先ほど知事会を代表せられた高辻富山知事さんのお説のよきに、町村合併といふことは成るほど行政整理でありますので、こういうこととを法律上規定するといふことはどうかという点もありませんが、やはりこれかある程度はさうなことにして、さうして相協力をして、この新しい町村のよりよい発展を図るためには暫くの間は必要でないか、かようにまあ一応考へておりますので、そうして新しい町村ができた後で、立派な歩みができるやうになつたときに、初めてこれは行政整理を本格的にやつて行くといふことも、取りよつては私には必要でないか、かように考へておりますので、この点については精神的にこれらのことを考慮して頂くといふことは、例えば法文の中に規定をいたさなくても、或いは合併町村同士の協議の間においても、こういうことだけは一応は認めてやらねばならぬことじやないか、こう考へておる次第であります。

それから附則の問題になりますが、法律施行期間の五カ年を三カ年とするといふこととありますが、これは一つ是非五カ年といふことに願ひたい、かように考へております。

その他は大體以上申述べましたやうな趣旨の下におきましてお願いをいたしたいといふのでございまして、繰返すやうであります。本法の立法精神を十分に生かして頂くようにお願いをして、この成立を是非一日も早くお願いをしたい。最近の各府県の地方新開などによつて見ますと、各府県におきまして非常にこの法案に期待をかけておる。町村合併の動きが非常に動いておる。これは御承知のことと考へます。私は全国的に町村を合併しようといふやうな熱意の動いておるのときに、かような法案を早く成立さして頂きまして、それによつて目的を達するやうに御配慮を願ひたい、これを附加してお願ひするのであります。

それから御審議の過程におきまして地方自治法の第七條を改めるといふことが話題に上つておるやうに伺ひましたが、これは先ほど知事会及び府県議長会を代表せられます御両所の意見と私は同感であります。現在地方制度調査会におきまして、府県の存廃問題といふものがたまたま話題に上つておりますが、現状の府県が存在する限りは、府県議会において議決をする、こういうことよろしからうと考へております。將來府県が仮に廃止される

午後二時四十分開会
○委員長(内村清次君) それでは午前中に引き続きまして地方行政委員会を開会いたします。

○委員長(内村清次君) 町村合併促進法案を議題に供します。本法律案は地方行政委員の皆様に発議した関係もございまして、質疑討論は省略することに御異議ございせんか。

○委員長(内村清次君) 御異議がないと認めます。

ます。町村合併促進法案を原案通り可決することに賛成のおかたの御拳手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(内村清次君) 全会一致でございます。よつて町村合併促進法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本法案を可とせられるかたは順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 石村 幸作 | 堀 末治 |
| 館 哲二 | 西郷吉之助 |
| 高橋進太郎 | 長谷山行毅 |
| 小林 武治 | 若木 勝藏 |
| 松澤 兼人 | |

○委員長(内村清次君) 御署名はこれ以上ございませんか。
御署名はこれ以上ないと認めます。
速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(内村清次君) 速記を始め

それでは自治大学校設置法を議題に供します。
先ず質疑を続行したいと存じます。

○館哲二君 これも提案の理由の説明は聞いたのですが、一応内容に亘つて学校の組織、或いはそれに関連した予算の内容と云うようなものについて、政府側から一つ説明を聞きたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 尤もなことであると思ひますが、只今館委員から言われましたように、政府のほうで提案理由外の補足的な各条の説明、これを一つ鈴木次長からお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) それでは自治大学校設置法につきまして概略御説明を申し上げます。

この自治大学校の設置法を今回提案をいたしました趣旨といたしましては、数年前からでき得ますれば、アメリカの、例えばロックフェラー財団であるとかフォード財団であるとかいふようなところから、日本の民主主義の発達のためにという事で、何か地方公務員の研修と云うようなことのために若干の経費を支出してもらえないだろうかといふことを、占領時代におきまして、司令部の民生局を通じて、いろいろ折衝いたしておつたことがあるのでございますが、その話はいろいろ経緯がございましたが、結局どうもうまく行かないといふことになつたのでございます。併しながらこの占領後の地方自治の状況に鑑みて、当時の司令部側におきましても、非常に地方公務員の研修教育と云うことについては深い関心を示しておりました。ただなか／＼本国のほうでそれを実現する運びまでに至らなかつたという実

情があつたのであります。政府といたしましても、司令部の問題はともかくといたしまして、やはりこの地方自治の新しい姿において一番重要なこととは、やはり地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮、増進を図る。そして民主化された地方行政が本當に、民主的な且つ能率的な運営ができる

といふことに狙いを置かなければならぬといふことで、この地方公務員の研修につきましては特に関心を持つておつたわけでありまして、一方この地方公務員法の中に、地方公務員に關する研修の規定がございまして、各任命権者は地方公務員の勤務能率の発揮及び増進のために、職員に対して研修を受ける機会を与えなければならない、この

いふことを書いておるのであります。この地方公務員法の第三十九条にそのことがあるわけでありまして、各府県の実情或いは市町村の実情といたしまして、大体府県が府県の職員のために研修所を設ける、自治講習所或いは自治研修所といふようなことで、各府県に

従つてこれは書いておるのであります。「自治大学校は、左に掲げる事務を行う。一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高等の研修を行うこと。二 地方公務員法第三十九条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。三 自治大学校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。一 地方自治に關する制度及びその運営に關する理論及びその応用について基本的な調査研究を行うこと。二 地方自治に關する制度及びその運営に關する資料を収集し、編さんし、及び保存すること。

何らか高度の地方公務員の研修機関を設けることがよろしいといふような意見がいろいろございまして、自治庁といたしまして、地方公務員の高度の研修機関を設け、国がこれに対して或る程度の資金を出しますと共に、一部地方でも職員の旅費等を以て研修をするといふようなことにはならぬであろうかといふことで、かような高度の地方公務員の研修機関といたしまして自治大学校を設置しようといふことになりまして、今回の提案をいたしました。一方この自治大学校設置法案を提案いたしました次第であります。

以下逐条で大體申し上げますと、第一條は、設置の目的を書いておるのであります。地方公務員に対する高度の研修を行う機関として国家行政組織法の規定に基いて、自治庁に、自治大学校を置くこととあります。

それから第二條は所掌事務でございます。この書き方は、国家行政組織法に基きます各省設置法等の大體用例に従つてこれは書いておるのであります。「自治大学校は、左に掲げる事務を行う。一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高等の研修を行うこと。二 地方公務員法第三

十九条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。三 自治大学校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。一 地方自治に關する制度及びその運営に關する理論及びその応用について基本的な調査研究を行うこと。二 地方自治に關する制度及びその運営に關する資料を収集し、編さんし、及び保存すること。

三 自治大学校は地方公共団体の行政に密接な關係がある職務に従事する国家公務員に対しても、その任命権者から依頼があつた場合においては、研修を行うことができる。これは大體第一号におきましては高度の研修を行うものである。その対象は任命権者が推薦するものといふことであります。都道府県なり市町村の長が推薦する、或いは委員会の職員でありますならば委員会が推薦するといふことになるわけでありまして、それから第二号に書いてござ

いますのは、任命権者が地方公務員法第三十九条によつて行います研修の内容、方法について調査研究を行なつて、その成果を刊行する。地方の研修機関に対してかような調査研究をやつていふ／＼援助をするといふようなことが、ここから出て来るわけでありまして、第二号におきましては地方自治に關する制度、運営に關する理論、及びその応用について基本的な調査研究をする。それから資料の収集、編さんをするといふことであります。これはい

わば自治大学校の研究に属する部門のこととあります。第三項では地方公務員の研修が自治大学校としては本旨でございますけれども、地方自治に密接な關係のある職務に従事してある国家公務員についても、特に依頼を受けて研修することができるといふこととあります。

第三條は、地方公共団体の研修機関に對する技術的援助、第二條の第一項、第二号で申上げましたような調査研究の成果を提供するとか、講師を斡旋するといふようなことで、技術的な援助をするといふことであります。

第三條は、地方公共団体の研修機関に對する技術的援助、第二條の第一項、第二号で申上げましたような調査研究の成果を提供するとか、講師を斡旋するといふようなことで、技術的な援助をするといふことであります。

第三條は、地方公共団体の研修機関に對する技術的援助、第二條の第一項、第二号で申上げましたような調査研究の成果を提供するとか、講師を斡旋するといふようなことで、技術的な援助をするといふことであります。

第四條は、地方公共団体の機関の委託を受けまして、第二條にございませうな調査研究を行うことができる。それから自治大学校は、更に関係機関、これはまあ国の各省庁或いは地方の研修所或いは国の内外、外国の研修機関、その他の文化機関といったようなものとの間、或いは地方団体の連合会というようなものとの間において、必要な資料その他の交換を行うことができる。こういう意味でございませう。

第五條は位置でございませう。第六條に組織といたしまして、校長その他の所要の職員を置く。校長は自治庁長官の承認を得る。内部組織は総理府令で定める。組織といたしましては、あとで予算の上で申し上げたいと存じませうが、今回は自治庁の職員の一部を削きまして、この職員に充てたいというふうに考えておられます。

それから第七條の自治大学校運営審議会、これは自治大学校がその設置の主旨に鑑みまして、やはり地方公共団体の要望に十分副うものでなければなりませんので、校長の諮問に於けるために地方公共団体の長、議会の議長、全国的連合組織の代表者並びに一般学識経験者で組織する自治大学校運営審議会を置いて、いろいろ意見を聞いて運営をして行くことにならしておるわけでありませう。その組織運営は政令で定める。

附則の第一項は、八月一日ということに予定いたしておるわけでありませう。それから附則の第二項に自治庁設置法を改正いたしまして、自治大学校を自治庁に置くという関係から第二十四條の二というのを新しく入れる。なおその所掌事務の範囲に、地方公務員

に対して当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を受けるというのを入れようということでありませう。なお、自治大学校の経費といたしまして、今回の提案をいたしておりませう。自治大学校の当初の予算は千二百万ございませうが、今度の修正された予算におきましては総額七百九十八万七千四百でございませう。そのうち事務局職員の手当が六十二万四千四百でございませう。講師その他の謝礼金が百七十万でございませう。そのうち専任の教授の手当が二人分入つておられます。それから庁費といたしまして四百八十一万七千七百でございませう。そのうち諸講座費に当るものが百六十七万四千でございませう。その他印刷製本費の百六十六万八千七百でございませう。そして、総額庁費といたしまして四百八十一万七千七百でございませう。これは今年度半期分の予算でございませうが、仮に現状通り平年度化して考えますと、大体一千万円になるだろう、かように考えておられます。

○石村幸作君 そうしますと庁費以下のやつは……

○説明員(山野幸吉君) 事務局職員といたしましては、諸般の事情から定員が認められませんでしたので、非常勤職員として八名分を計上されたわけにございませう。従いましてその額が六十二万円になつておられます。

○石村幸作君 前に資料が出ておりましたが、これに合せて言つてもらいた

い。会議費とか、各所新営、これはないのですか。

○説明員(山野幸吉君) これはございませう。極く大ざっぱに申し上げます。地方自治研修費が七百九十八万七千四百でございませう。非常勤職員手当が六十二万四千円、謝金が百七十七万一千円、職員旅費が九万一千円、庁費の総額が四百八十一万七千四百、その内訳としまして、備品費が百六十七万九千円、消耗品費が二十三万三千円、印刷製本費が百六十六万六千円、光熱水料が百八万一千円、通信運搬費が八万三千円、借損料が五十二万八千円、雑務費が六万四千円、自動車修繕費が十萬二千円、各所修繕費が四万五千円、会議費が一萬六千円、各所新営が六十九万三千円にございませう。これは先ほどちよつと申し上げましたように、当初は総額が千二百萬ございませうが、第一次の修正で九百十三万に査定されまして、更に今度の修正で七百九十八万七千円になつたわけにございませう。

○若木勝蔵君 次長さんにお聞きしたいと思つてございませうが、先ず私は自治大学校という名称について伺いたいと思つてございませう。地方公務員の地方にあるところの研修のためのものは研修所というふうな名前がついておるのですが、特に自治大学校という名称を認む理由が、私は中央研修所とか何とかが、研修所の系統としていいのじやないかと思つてございませう。特にこういうふうな名称をつけた理由を一つ伺いたい。

が、そういうような性格の現在研修機関といたしまして、御承知のごとく警察大学校というふうなものがあつたわけにございませう。これもやはり自治体警察の職員に対する高度の研修を行なつておるわけでありませう。勿論国家公務員である警察官につきましても研修をいたしておりませうが、自治体警察についてやつておるわけにございませう。このほうが圧倒的に数は多いわけでありませう。そういうことがございませうので、やはり同じ市町村或いは府県に勤務いたします地方公務員に対する高度の研修機関として、警察行政事務に従事いたしますものについて警察大学校という形のものにございませうならば、一般の地方自治行政に従事いたしますものについても、何らかかような形の呼称の研修機関にいたしまして、やはり本間にそこにおいてそれだけの強い関心と熱意を以て研修を受けるという気風を起す、それが結局その地方公共団体、その地方公務員の属します地方団体の全体の励みにもなるというふうなことが、やはり同じような名前をとることがどうであろうかというふうに考えたのでありませう。

なお、この自治大学校ということにつきましては、先ほどちよつと当初の経緯を申し上げましたが、初めから自治大学校というふうなことで、資金関係につきましてアメリカのフォード財団等に対しまして要望いたしましたことにもございませう。それに関しましては全国の地方団体連合組織の代表者の方方がいづれも賛成をいたしまして、さうな形で要望するといふようなことになつておりましたので、さうな一面、沿革と申しますか経緯もあつた

わけにございませう。そういうようなこととて自治大学校という名前を議定した次第にございませう。

○若木勝蔵君 そうしますと、今、答弁を聞いておられますと、自治大学校という名前にするといふと、生徒も喜び勇んで熱意を以てやつて来る。警察大学校もあつたから、かたがたそれと肩を並べるといふふうな聞えるのですが、そういうことは如何なるものですか、本当に上調子な名譽心から入つて来るといふのでなしに、本当に自分の教養を高めるといふことになれば、ちよつと目新しいようなそんな名前といふものは如何かと思つてございませう。殊にこれは学校教育法には立派に学校を学義してある。そういう方面になるといふと小学校とか、中学校とか、或いは高等学校、大学といふような工合に一つの系統を持つておる。ところがそれによらないところのものは大抵学校といふ名前を用いないで、ここにもあるように養成所とか、或いは研修所とかいふ名前を用いるのが普通じやないかと思つてございませう。そういう点から非常に学校系統から考えて給らわしい一つの名称になるのではないかと考えられるのですが、その辺は如何にございませうにお考えになりましたか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今若木委員の仰せになりました点も確かに一理ある点でございませうが、何分これは数年前から自治大学校といふことを一つの与えられた問題に対する解決方法として、地方団体の連合会の人たちの何とかがこの自治大学校を作りたいといふことで、それには政府も地方もそれぞれ協力してこれを作らうではないかと

いろいろな考え方がずつとあつたわけ
でございまして、先ほど申し上げました
ように、さような一つの目標に対して
地方公務員のはうでの或る程度のこと
に対する期待を持つておるといふこと
がございまして、成るべく当初の
さような考え方をそのまま実現をいた
したいということが、やはり一つの理
由であるのであります。と同時に、各
府県単位に地方公務員の研修施設が
あるわけにございまして、それらに
対する関係において、その系統として
はやはり一つ上の研修機関という意味
で、丁度まあ警察につきましても、同
様な管区の警察学校といつたような
対する上の研修機関、こういうよう
な形で警察大学校がございまして、
何らか同様な趣旨で自治大学校とい
うような名前を与えて、できるだけ地方
公務員に対するしつかりとした基礎的
な幹部職員としての研修をいたしたい
ということが、この趣旨でございま
す。

○若木勝藏君 そうしますと、
そこに入つて来るところの入学者とい
いますか、そういうものの資格とい
うことについて一応考えて見なければ
ならぬと思つておりますが、普通の学
校教育法に示されたところの学校の場
合においては、例えば大学なら大学、
高等学校なら高等学校に入るもの入
学資格というものはご承知の通りは
つきりしておる。そこで先ずこの自治
大学校の入学者の資格というものを、
学校という一つの系統を考へるならば
地方の研修所を出たものを以て有資格
者とするか、何かそういうものがな
ければならぬように思つております
けれども、ただ単に中堅の地方公務員

を研修するために、地方の任命権者の
推薦によつたものを資格者にする、こ
ういふふうな場合に考へられるような
んであります。この辺はさういふもの
のつかね。私ならば一つの系統的に
研修所を出たものは入学資格があると
いふような形にしたほうがすつきりす
るのじやないかと思つてすつきりす
その辺はどういうふうにお考へになり
ますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘のよ
うに、地方の大体府県単位でございま
す公務員の研修機関というものを、将
来遂次内容の充実した、整理されたも
のになるようにいたして参ります。な
らば、それとこの自治大学校との間に一
つの系統的な脈絡、連絡をつけるとい
うことは、勿論可能であると思いま
す。将来はさういふふうには是非持つて
いきたいと思つておられます。今日の
段階におきましては、まだ必ずしもす
べての府県単位にございまして研修施設
が、そこまで直結するといふ段階にま
でなつていないものもあるわけであり
ます。従つていまして内容の充実
し、整備されておられます。さういふ
つきましては、さういふようなことが
可能と思つておられます。さういふ
ものにつきましては、やはりその他の
方法によりまして推薦をしてもらつと
いふことにならうかと思つておられま
す。やはりその団体の任命権者とし
て、一番かような種類の研修を受けさ
せるのに適當であると思はれるもの
とにかく推薦せしめる。その際に御指
摘のような研修施設を出ておるもの
一つの要件と考へるといふようなこと
がやはり適當ではないかと考へてお
ります。

○若木勝藏君 私はそこに問題がある
と思つております。とにかく普通の学校の
場合におきましては、高等学校に入る
ものは中学校を出たものといふふう
に、おのずからそこに資格といふもの
は備わつて来ると思つておられます。こ
が折角研修所なら研修所といふものに
入つて修養しておるものかかわらず、
それが一つの資格と認められないで、
他の方法によつて任命権者の推薦とい
うような方法で、全くこれと無関係な
形に、一応ですね、さういふことにや
られるといふことは、研修して行くも
のの将来といふことを考へ、又公務員
の間において任命権者の大体お目にと
まつたようなものがさういふ所に入つ
て行く、さういふ形で、非常に収容系
統としては普通の形じやないのじやな
いか、そこに私は問題が生じて来ると
思ふ点があるのです。これはさうい
う方面で見込のある人間だから、これ
一つ自治大学校に入れてやれ、さうい
うような形でとることは地方公務員全
体に及ぼすところの、一つの何と申し
ますが、気持といひますが、或いはそ
れらの将来といふ点から、折角自治大
学校といふような名称まで用いておる
のだから、さういふことにとらわれず
に、一つの収容系統を作つてやつたら
どうか。併しあなたのさつきの御答弁
では、将来研修所も充実して来れば、
さういふ形になるといふお話でありま
したから、その点について私もまあ同
感の意を表しますけれども、現在にお
いては、研修しておるものを除外され
て、お目にかつたものがそこに行く
といふことについては一応考慮しても
らう、さういふ点を考へてもらいた
い。

そこで更にお伺いしたいのは、さう
する自治大学校に入つて来るところ
の入学者は何といふ名前がつくので
か。生徒ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは今の
学校教育法に基きますような意味で
の、いろ／＼生徒とか学生とかいうよ
うなことがないわけにございまして、
結局今の自治大学校の運営審議会
に諮問をいたしまして、全体の運営を
どういふふうに行つて行くかといふこ
とがきめられることでありまして、
大体生徒といふものもちよつとおかし
いと思つておられます。学生といふよ
うな表現を用いることが適當じやな
いと思つておられます。別にこれはまださうい
ふなければならぬといふことにきめた呼
称もございせん。

○若木勝藏君 さうなつて参りますと
いふと、私はこの名称にとらわれるよ
うであるけれども、妙な名称になるの
じやないかと思つておられます。実際
にさういふ名称にせよ、或いは高等学
校にせよ、一つの学校を運営して行く
ために、それに相応するところの組織
がきちんとしておる。さういふ立場
から伺いたいのであります。この自治
大学校の職員組織といふものは、どう
いふふうな形になつておるか、それ
を伺いた
い。

○説明員(山野幸吉君) 先ほど次長か
ら御説明ございましたように、差当り
は非常勤職員八名が予算で認められ
たといふのに過ぎませんので、実は附
属機関でありますから、誰か本定員
の職員を管理者として置かなければ
いかん
だらうといふことで、管理者として一
名を自治庁の職員から割いて行きた
い、かように考へておられます。さう
して先ほどの予算の説明で申し上げ

学校の内部組織は、総理府令で定め
る。この内部組織といふものはどう
いふふうなものをいふのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは先ほ
ど公務員課長が予算について御説明
上げましたように、特別な定員として
特に増員をいたしておりませんので、
自治庁の中の定員の一部を割いて
仕事に当らせるといふことにいたして
おりました。そのほか予算にござい
ます非常勤の職員を以てこれに充て
るというふうに行つておるわけであり
ます。この内部の組織といたしまして
は、従つて各いゝゆる庶務的なこと
をいたしますもの、或いは教務的なこ
とを、適當に線を引き考へて参りたい
といふふうに行つておるのでありま
す。

○若木勝藏君 特に私はその点につ
いて伺いたいのは、職員組織ですね、普
通の大学にせよ、或いは高等学校に
せよ、一つの学校を運営して行くた
めに、それに相応するところの組織
がきちんとしておる。さういふ立場
から伺いたいのであります。この自治
大学校の職員組織といふものは、どう
いふふうな形になつておるか、それ
を伺いた
い。

○説明員(山野幸吉君) 先ほど次長か
ら御説明ございましたように、差当り
は非常勤職員八名が予算で認められ
たといふのに過ぎませんので、実は附
属機関でありますから、誰か本定員
の職員を管理者として置かなければ
いかん
だらうといふことで、管理者として一
名を自治庁の職員から割いて行きた
い、かように考へておられます。さう
して先ほどの予算の説明で申し上げ

○若木勝藏君 特に私はその点につ
いて伺いたいのは、職員組織ですね、普
通の大学にせよ、或いは高等学校に
せよ、一つの学校を運営して行くた
めに、それに相応するところの組織
がきちんとしておる。さういふ立場
から伺いたいのであります。この自治
大学校の職員組織といふものは、どう
いふふうな形になつておるか、それ
を伺いた
い。

○説明員(山野幸吉君) 先ほど次長か
ら御説明ございましたように、差当り
は非常勤職員八名が予算で認められ
たといふのに過ぎませんので、実は附
属機関でありますから、誰か本定員
の職員を管理者として置かなければ
いかん
だらうといふことで、管理者として一
名を自治庁の職員から割いて行きた
い、かように考へておられます。さう
して先ほどの予算の説明で申し上げ

ように、専任講師として二人分の手当が組んでございますので、こういう方々にまあ教授と申しますか、その講師になつて頂く。それから事務局職員といましては、まあ差当つてそういう非常勤の職員を以ちまして書記課、大学の庶務を司る課、それから研修を司る教務と申しますか、そういう課、それから調査研究に従事するような研究課と申しますか、或いはこれは当分は保ぐらになつておられますが、そういうような構成でやつたらどうだろうかというふうな考へておるわけでございます。

○若木勝藏君 更に内部組織については私は伺いたのですが、それだけのいわゆる学生だか生徒だかを収容いたしますと、実際建物というふうなものはどこでやられるのか。

○説明員(山野幸吉君) 建物につきましては、現在麻布の材木町に、地方公務員共済組合で中央に宿泊所を建設しようという計画で、只今土地を買収しております。そこに丁度手頃の建物がございます。そこを一時借用いたしまして施設に充てて行きたいと考へております。

○若木勝藏君 生徒はどのくらいいますか。

○説明員(山野幸吉君) 生徒の数は、大府都道府県の課長補佐級に当るものを五十名、それから係員、係長のクラスを百名、大体差当つて百五十名でございます。そのうち都道府県に限らず、若干は市町村の職員を収容して行きたい、かように考へております。

○若木勝藏君 いわゆる学校におけるところの研修の期間というものはどのくらいになるのですか。

○説明員(山野幸吉君) 半年間。そこで更に伺いたいのではありませんが、職員組織に關係するのであれば、校長さんは次長さんがなるのですか、今度の場合においては。

○政府委員(鈴木俊一君) その点ちよつと御説明を申上げたいと思ひますが、前国会に提案をいたしました案におきましては、御指摘のように校長は自治庁次長を以て充てるといふことになつておつたのでございますが、これを今回の案におきましてはその点を抜いておられます。その趣旨は当初は国全体の行政の簡素化といふようなことから、増員を極力抑制するといふ政府の方針に基きまして、増員を認められないといふ建前に相成りましたので、従つて何らか自治庁の中の職員で全体の仕組みを考へて行かなければならぬといふようなことで、一応校長は次長の兼任といふようなことを考へておつたのでございますけれども、併しさように次長が当然に校長になるといふふうな法定いたしましたことにつきましては、如何かといふふうな考へられる面もございまして、又必ずしも非常勤の職員を校長にするといふことも不可能ではないのではないかと考へるうちに、その後考へられましたので、従つてさうな拘束の規定は、これを抜くといふことになつた次第であります。

○若木勝藏君 その法案は二種類あつたわけなんだ、私は先のほうを見ておりませんが、それをとられたといふことは非常に私には意義のあることだと思ふのです。自治庁の次長さんが校長にならぬといふことは、それはまあ自治

治大学の運営というふうな方面からいいますと、自治庁の次長といふのがたが大学の校長になるというふうになるという、学校の自治といふような方面で非常に運営上拘束されて来る部面があるのじやないかと思ひます。そこでいふ以上は相当この運営に自治的な立場をとつて行くべきである、そういうときにはこの学校が直屬しておるといふことは民主的に学校の運営はできて行かないといふふうな思ふのです。特に民主的といふよりも、一つの自治庁なら自治庁といふふうな官庁が、全国の地方公務員のいわゆる取容を規制して、行く行くはいわゆる一つの国家的な枠に地方公務員を当嵌めて取容さしてしまふのじやないか、このういふふうなことが考へられる。ですから私としてはその点を削つたといふことは非常にいいことで、なお更に言ふならば、第六條にいうところの「校長は、自治庁長官の命を受け公務を掌理する」といふようなことを同様にするべきじやないか、もつと学校自体に一つの自主性を持たすべきじやないか。どうも大学が官庁の直屬になつておるといふことについては、殊に私は地方公務員、いわば地方行政に當るところの行政官の学校としては不適当なんじやないか、このういふふうな思ふのです。この点は更に、もう少し私にわからない点があるのでございますが、一体高度の研修をするといふことになれば、この研修を受けることの内容といふふうなものは、科目的に考へて行つたらどういふふうになりませ

か。

○説明員(山野幸吉君) 高度の研修と申しますのは、先ほど来御説明申し上げておりますように、自治大学は地方公共団体の任命権者では十分なる研修が行われたいと思はれるような研修を一般的に指しておるわけでございます。従いまして例えば初任者とか或いは単純な書記的な職務とか、或いは技能的な職務に従事する極く初歩的な研修は、これは十分地方公共団体でできる。従つてそれより以上の中堅幹部職員としての研修で、講師の不足とか或いは施設の不備等によつて、どうしても統一した研修が困難であるといふような研修を指すわけでございます。そこで一体そういう研修科目はどういう研修の内容になるかといふ問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。地方公務員の構成をみましても、仮に府県をとりましても、現在府県の職員の中で、旧制の中等学校以下の学歴の人が大府県職員八割を占めております。旧制大学を出た職員というものは極く一割に満たない、たしか五・五%か、その率にしてさういふ学歴もそれと異なつておる職員について、中堅職員としての研修をやつて行きます場合には、一応は基礎的なものはどうしても取上げて行かなければいけません。例へば憲法でございますか、行政法論でございますか、或いは経済学、財政学、社会政策、さういふた一般の基礎的なものになるわけでございます。勿論大学を卒業して研修を受ける場合には、さういふ基礎的な学問はすでに得ておりますが、これも最近の終戦後におけるさういふ学問の動向を知

ることも一つの意味があると思ひますので、一応さういふような基礎学を考へたらどうだろうか。それからそのほか基礎学として百段の自治講話とか、相当多年自治に従事されておる方々の講話とか、或いはそのときとん／＼の政治経済の情勢の講話とか、さういふ課題講話も相当考へて行つたらどうだろうか。それから次はその中核になるべき地方行政の一般の問題でございますが、地方行政の学問としましては、先づ一般的に、その地方行政についてのいろいろ科目が考へられるのじやありませんまいか。その中では例えば地方自治の制度、地方自治制度の運営の実態、さういふものについての、これはまあ地方自治法その他を中心とする制度論になると思ひますが、さういふ、地方自治制度運営論と申しますか、それから地方税、財政に關する科目、それから議會制度或いは選挙制度、それから各国の比較地方制度と申しますか、比較地方制度論、それから都市経営とか農村経営、或いは国土開発とか国土計画とか地方計画、さういふようなものが地方行政の一般論的なものになるのじやありませんまいか。さういふことばかりにまあ各行政論と申しましてさういふ、建設行政でございますか、或いは商工行政でございますか、中央各省庁の行政論を一旦りやはり教へなければいかんのかならうか。それからそのほか管理論、いわゆる一般のマネージメントの学問でございますが、さういふ学問についても当然監督者として教へて行かなければならない。例へば組織論でございますか、或いは人事管理、人務管理とか、或いは会計等の財務管理、或いは能率論的なものも

2 町村合併促進協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより、関係町村の議会の議長及び議員、長並びにその他の職員をもつて充てる。

3 町村合併促進協議会には、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、公共的団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する非常勤の委員として加えることができる。

(新町村建設計画の策定)

第六条 町村は、町村合併をしようとするときは、協議により、町村合併に伴い必要な町村の建設に関する計画(以下「新町村建設計画」という。)を定めなければならない。

2 関係町村は、新町村建設計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 新町村建設計画は、おおむね左に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 新町村建設の基本方針
- 二 町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項
- 三 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項
- 四 自治体警察に関する事項
- 五 消防施設の統合整備に関する事項
- 六 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項
- 七 授産施設、保育所その他の厚生施設

七 授産施設、保育所その他の厚生施設

生施設の統合整備に関する事項
八 道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項
九 水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項
十 基本財産の造成に関する事項
十一 第二号から前号までに掲げるものの外、町村合併の目的を目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項
十二 町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度間の年度別財政計画

4 合併関係町村は、新町村建設計画を定めたときは、直ちにこれを都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、新町村建設計画を受領したときは、直ちにその意見を附してこれを内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 第一項の協議については、当該町村の議会の議決を経なければならない。

第七条 新町村建設計画を定めるに当つては、合併町村の住民が相互に融和し、進んで合併町村の建設に協力する基本の態勢を整えるように配慮しなければならない。

2 新町村建設計画は、合併町村の住民のすべてについて、ひとしく福祉を増進させるとともに負担を分担させるように定められなければならない。また、合併関係町村の施設、事業その他住民の享受する利便について合併関係町村の相互の間の均衡を失するものがある場合においては、すみやかに是正する

ように定められなければならない。

【新町村建設計画の変更】
第八条 町村合併前において新町村建設計画を変更するには、合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

2 町村合併後において新町村建設計画を変更するには、合併町村の議会の議決によらなければならない。第六条第二項、第四項及び第五項の規定は、この場合において準用する。

第二章 他の法律の特例

第九条 町村合併の際合併関係町村の議会の議員で当該合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、引き続き合併町村の議会の議員として在任することができる。この場合において町村合併の際に当該合併町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該定数をもつて当該合併町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに代つて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後二箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

三 前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。
4 第一項又は第二項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 合併町村においては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。但し、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間

二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

3 前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。
4 第一項又は第二項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(市町村の境界変更に関する特例)
第十条 地方自治法第八條の二第二項の規定により、都道府県知事が関係町村に対し、町村合併に関する同条第一項の計画について意見を求めたときは、当該町村の長

は、直ちにその旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、当該町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該町村の区域内の町、字その他政令で定める基準に基く地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者(以下「代表者」という。)によつて町村長に対し当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができる。

3 前項の意見の提出があつたときは町村長は、直ちにその要旨を公表しなければならない。

4 町村長は、第二項の意見を受領した日から六十日以内に、その意見に当該町村の意見を附して都道府県知事に提出するとともに、あわせてその代表者に通知しなければならない。

5 前項の期間内に同項の通知がないときは、代表者は、第二項の意見を都道府県知事に提出することができる。

6 地方自治法第七十四条第四項の規定は、第二項の議会の議員及び長の選挙権を有する者につき準用する。

第十一条 地方自治法第八條の二第二項の規定による町村合併に関する都道府県知事の勧告が前条第二項の意見を採用している場合において、当該地域に係る市町村の境界変更に関し当該町村の議会が当該勧告と異なる議決をしたときは、町村長は、直ちにその要旨を告

告

示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、代表者は、政令の定めるところにより、当該町村の選挙管理委員会に対し、告示のあつた日から三十日以内に、当該地域に係る市町村の境界変更に関し、これを当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。

3 選挙管理委員会は、前項の請求があつたときは、政令の定めるところにより、請求のあつた日から三十日以内に、前項の投票に付さなければならない。

4 前項の投票において選挙人の五分の四以上の賛成があつたときは、当該投票は、当該地域に係る市町村の境界変更に関する当該町村の議会の議決に代る効力を有する。

5 選挙管理委員会は、第三項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。その結果が確定したときも、また、同様とする。

6 第四項の規定により市町村の境界変更に関する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界変更に関し地方自治法第七條第一項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

7 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定及び地方自治法第二百五十五條の二の規定は、

第三項の規定による投票につき準用する。

（警察法の特例）

第十二条 合併関係町村のうち町村合併の際警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の規定により警察を維持していたものと維持していなかつたものとがある場合において、合併町村が同法の規定により警察を維持すべきものであるときは、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、町村合併後三箇年以内の期間に限り、当該合併町村の警察の管轄区域を、当該合併町村の区域のうち従前警察を維持していた合併関係町村の警察の管轄区域に限ることができ、当該合併関係町村の議決を経なければならない。

2 前項の協議については、当該合併関係町村の議決を経なければならない。

3 合併関係町村は、第一項の協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 警察法第四十條の三第六項及び第七項の規定は、第一項の協議が成立した場合につき準用する。

5 第一項の規定によりその管轄区域が限定されている警察に関する警察法の適用については、同法第五十五條中「当該市町村の区域」とあるのは「当該町村警察の管轄区域」と、第五十五條の二第二項中「その市町村の区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第五十九條中「市町村の区域」とあるのは「町村警察の管轄区域」と、「その区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」とする。

と、第六十四條第三項中「市町村の区域外」とあるのは「町村警察の管轄区域外」と読み替へるものとする。

（地方財政法の特例）

第十三条 合併町村が行う第六條第三項第二号から第十一号までに掲げる事業で当該合併町村の永久の利益となるべきものについては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五條第一項の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ、

第十四条 合併町村は、合併関係町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があり、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り、その不均衡の程度を限度として、不均一の課税をすることができ、

第十五条 国が地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより毎年度交付する地方財政平衡交付金の額は、合併町村については、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、同法及びこれに基く命令の定めるところにより、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなお町村合併前の区域をもつて存続した場合

に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（国有財産特別措置法の特例）

第十六条 国は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三條第一項各号に掲げる場合の外、合併町村が新町村建設計画の実施上当該合併町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場において、同法に規定する普通財産を当該合併町村に対し、譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 前項の規定による譲渡又は貸付に關しては、同項に規定する場合を国有財産特別措置法第三條第一項の各号に掲げる場合に該当するものとみなして同法の規定を適用する。

（国有林野整備臨時措置法の特例）

第十七条 国は、新町村建設計画による基本財産の造成上必要があると認められる場合においては、町村合併後五箇年間に限り、合併町村の区域に係る国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二條に規定する国有林野をいう。以下同じ。）を、国土の保安上及び国有林野の経営上必要なるものを除く外、当該合併町村に対し、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の例により、売却し、又はその所有する林野と交換することができ、この場合において売却代金の支払は、売却後五箇年間はすえ置き、その後十五箇年の年賦償還とするものとする。

（国民健康保険法の特例）

2 合併町村は、前項の規定により売却を受けた林野の経営については、あらかじめ国の承認を受けて定めた施業計画によらなければならない。

3 合併町村は、第一項の規定により売却を受けた林野の立木の伐採若しくは売却又は当該林野の売却をするには、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

4 合併町村は、第一項の規定により売却又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するように配慮しなければならない。

第十八条 合併町村は、合併関係町村のうち町村合併の際国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の規定による国民健康保険を行つていたものを行つていなかつたものがある場合においては、同法第八條ノ十三第一項及び第八條ノ十五第一項本文の規定にかかわらず、合併関係町村の協議による規約の定めるところにより、町村合併後五箇年以内の期間に限り、当該合併町村の区域のうち国民健康保険を行つていた合併関係町村に属していた区域内の世帯主及びその世帯に属する者を引き続き被保険者として、同法の規定による国民健康保険を行うことができる。

2 前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の規約を定めるについては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 合併関係町村は、第一項の規約を定めるときは、直ちにこれを告示しなければならない。

5 国民健康保険法の適用については、第一項の規約は同法第八条ノ十三第一項の規定により合併町村が制定する条例とみなす。

6 合併関係町村の關係区域をその地区に包含する普通国民健康保険組合がある場合において第一項の規定により合併町村が国民健康保険を行うこととなるときは、合併町村が同項の規定により国民健康保険を行う間、当該普通国民健康保険組合は、国民健康保険法第二条ノ二第一項並びに同法第五十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の地区において国民健康保険を行うことができる。

（水産業協同組合の特例）

第十九条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の規定により組合員たる資格を有する漁民を特定の種類の漁業を営む者又これに従事する者に限つては、漁業協同組合の地区の全部が町村合併により同一町村の区域に包含されることとなる場合においては、当該漁業協同組合は、同条の規定にかかわらず、引き続き組合員たる資格に関する当該制限を存置することができる。

2 水産業共同組合法第七条の規定の適用については、前項の規定による組合員の資格に関する制限を存置する漁業協同組合は、同法第十八条第二項の規定により組合員

の資格を限つては、漁業協同組合とみなす。

（農地法の特例）

第二十条 町村合併に伴う町村の区域の変動により小作地又は小作採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六条第五項の規定により小作地又は小作採草放牧地とみなされるものを含む。以下同じ。）がこれを所有する者の住所のある町村（同条第三項又は第四項に該当するときはこれらの規定により住所があることとみなされる町村。以下同じ。）の区域（小作採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下同じ。）の外にあることとなるときは、その者は、当該小作地又は小作採草放牧地のうち同条第一項第二号に規定する面積からそれぞれその住所のある町村の区域内において所有する小作地又は小作採草放牧地（同条第二項の規定によりその者が所有するものとみなされる小作地又は小作採草放牧地を含む。）の面積を差し引いた面積をこえないものを、同条第一項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができる。

第三章 町村合併及び新町村建設計画の実施
第二十一条 町村合併は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、都道府県知事、都道府県の議会、都道府県の区域内の町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等に対し、技術的な助言、勧告その他の必要

要な援助を求めることができる。
2 町村合併が行われようとするときは、関係町村の關係機関は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、その意義及び目的を住民に周知させるよう努めるとともに、当該町村の区域内の公共的団体等に対し協力を求めるようにしなければならない。

3 関係町村の区域内の公共的団体等は、前項の協力を求められたときは、誠実にこれに対処しなければならない。

（事務の処理）

第二十二條 合併関係町村は、町村合併に際しては、その町村税、使用料等滞納に係るものを整理し、未払の債務を弁済し、その他誠実に事務を処理して置かなければならない。

（財産及び營造物の管理引継等）

第二十三條 合併関係町村は、町村合併に際しては、その基本財産その他の財産及び營造物をすべて合併町村に引き継ぎその維持発展に資することができるように誠実に管理しなければならない。

2 町村合併により合併関係町村の区域の一部が合併町村の区域に属することとなる場合においては、当該一部の区域内に存し、もつぱらその区域内の住民の使用に供されては、当該合併関係町村の財産及び營造物は、当該合併町村に引き継ぐものとし、その他の関係のある財産及び營造物は、その区域内の住民による使用状況、取得についての寄与の程度等に依り、その住民の利益を考慮して合理的に

その所属を定めるようにしなければならない。

3 旧来の慣行により合併関係町村の住民中特に財産又は營造物を使用する権利を有する者がある場合においては、町村合併により当該財産又は營造物を取得する合併町村は、その旧慣を尊重しなければならない。

4 合併関係町村の相互の間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないとき認められる特別事情がある場合においては、地方自治法第七條第四項の規定による財産処分に関する協議により、合併町村のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部又は一部を有するものとするることができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第二百九十四條第一項の財産区とする。

（職員的身分取扱）
第二十四條 合併関係町村は、その協議により、町村合併の際にその職に在る合併関係町村の一職職の職員が引き続き合併町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱に關しては、職員の前職に於て公正に処理しなければならない。

（公共的団体等の統合整備）
第二十五條 合併関係町村の区域内の公共的団体等は、町村合併に際しては、合併町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統

合整備を図るよう努めなければならない。

2 合併町村の長は、その区域内の公共的団体等に対し、町村合併の目的を達成するため必要があると認めるときは、すみやかに統合整備を図るよう勧告することができる。

（新町村建設計画の実施）

第二十六條 町村合併が行われたときは、合併町村は、新町村建設計画の実施を通じて、町村の一体性の確保とその向上発展に努めなければならない。

2 合併町村の關係機関及びその区域内の公共的団体等は、相互に協力して新町村建設計画のすみやかな実現に努めなければならない。

3 合併町村の住民は、相互に融和し、一の地方公共団体の住民たるの自覚をもつて、進んでその負担を分任して合併町村の建設に当らなければならない。

第四章 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進

（町村合併促進のための補助金）
第二十七條 国は、町村合併の実施を促進するため、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、町村及び都道府県に対して補助金を交付することができる。

（新町村建設計画の実施に關するあつせん）
第二十八條 内閣総理大臣は、第六條第五項（第八条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事から新町村建設計画及びその意見の提出があつたときは、

直ちにこれを関係各省大臣に通知しなればならない。

2 前項の場合において新町村建設計画の実施を促進するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、新町村建設計画の一部の変更その他新町村建設計画の実施に関する事項について、あつせんを行うことができる。

〔新町村建設計画の実施の促進のため国の行う措置〕

第二十九条 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、新町村建設計画に掲げる左の事項に係る財政上の援助について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な取扱をするものとする。

一 小学校又は中学校の校舎の新築又は改修その他教育文化施設の整備

二 消防自動車を購入その他消防施設の整備

三 病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他の衛生施設の整備

四 授産施設、保育所その他の厚生施設の整備

五 道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設の整備

六 前各号に掲げるものの外、合併町村の永久の利益となるべき建設事業

2 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲において、左に掲げる事業の実施について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な措置を講ずるものとする。

一 道路の建設、河川の改修、漁

港の修築その他の土木事業

二 前号に掲げるものの外、国の行う事業で政令で定めるもの

3 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び、予算の範囲内において、左に掲げる措置について、合併町村のために特に配慮するものとする。

一 国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）の貸付、交換、売却及び譲与並びにこれに対する私権の設定

二 国有林野法に定める部分林の設定

三 新町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可

四 前各号に掲げるものの外、各省大臣その他の国の行政機関の行う処分で政令で定めるもの

4 国は、前項第二号の規定に従つて設定した部分林の造林について、予算の範囲内において、合併町村に対して補助金を交付することができる。

〔都道府県の行う措置〕

第三十条 都道府県は、町村合併及び新町村建設計画の実施を促進するため、第二十七条及び前条に準じて必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度の当初において、前年度中の町村合併及び新町村建設計画の実施の状況ととりまとして公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

〔公共企業体の協力〕

第三十一条 日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体は、合併町村に係るその業務の運営に關し、町村合併の目的の実現に資するため、管轄区域の変更等必要な措置をすみやかに講ずるようになしなればならない。

〔内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置〕

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を実現するために、町村及び都道府県に対して助言又は勧告をし、情報又は資料を提供し、その他適切な措置を講じなければならない。

〔町村合併に關する内閣総理大臣の処分〕

第三十三条 町村合併に關する地方自治法第七條第一項の申請があつた場合において、都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、自治庁長官は、当該都道府県知事について当該事件に關する事情を聴取するとともに、参与の意見を聴いた後その意見を附して、これを内閣総理大臣に上申するものとする。

3 内閣総理大臣は、審査の結果当該都道府県知事が処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、地方自治法第七條第一項

の規定にかかわらず、自ら当該申請に係る町村の廃置分合又は境界変更の処分を行うことができる。

4 前項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなればならない。

5 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示よりその効力を生ずる。

6 地方自治法の適用については、第三項の規定による処分は、同法第七條第一項の規定による処分とみなす。

第五章 雜則

〔この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用關係〕

第三十四条 この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七條第一項若しくは第三項の申請に基づきこの法律施行後に行われた町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が、あらかじめ都道府県知事の意見を聴きその議会の議決を経て第六條第三項第一号から第十一号までに掲げる事項及び当該町村合併の行われた日から起算して五箇年を経過した日の属する年度までの年度別財政計画を明らかにした当該町村の建設に關する計画を定めた場合には、当該町村については当該計画を新町村建設計画とみなして第二條、第六條第四項及び第五項、第八條、第十三條、第十五條から第二十五條第二項、第二十六

條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條並びに第三十二條の規定を適用する。この場合において、第六條第四項中「合併關係町村」とあるのは「合併町村」と、第十三條及び第十五條中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ読み替へるものとする。

〔合併町村等が市となつた場合の適用關係〕

第三十五条 この法律の規定（第十二條の規定を除く。）は、町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が市となつた場合においても、なお、当該市に關して適用する。但し、当該市につき第十五條の規定を適用して算定される地方財政平衡交付金の額が同條の規定を適用しないで算定される地方財政平衡交付金の額に満たないときは、同條の規定は適用しない。

〔市の区域を含ね場合についての適用〕

第三十六条 市及び町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を置き、又は市及び町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することによって町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定を適用する。

(市が設置され又は市に編入する場合についての準用)

第三十七条 左の各号に掲げるもので町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定(第三条、第九条及び第十二条の規定を除く)を準用する。

一 二以上の町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。

二 市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。

三 町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

四 市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

五 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八条の二第一項の規定によりする勧告に基づき、町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。

六 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八条の二第一項の規定によりする勧告に基づき、市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。

2 第三十五条但書の規定は、前項の場合において準用する。

3 地方自治法第二百五十四条の規定は、第一項の人口について準用する。

(公職選挙法の説書)
第三十八条 公職選挙法の適用につ

いては、同法第四条第三項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」とあるのは「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び町村合併促進法(昭和二十八年法律第 号)」と読み替えるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して三箇年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに行われた町村合併については、その時以後も、なお、その効力を有する。

昭和二十八年九月五日印刷

昭和二十八年九月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局